第５章

死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

第１節　検案の実施体制の充実 ……48
第２節　解剖等の実施体制の充実 ……53

第１節 検案の実施体制の充実

１ 警察等の検視又は調査への立会いをする医師や検案する医師のネットワーク強化に関する協力

【施策番号42】（再掲）

P26【施策番号28】参照

２ 死体検案研修会の充実

【施策番号43】（再掲）

Ｐ３【施策番号３】参照

３ 異状死死因究明支援事業等の検証等

【施策番号44】（再掲）

Ｐ４【施策番号４】参照

４ 死亡時画像診断に関する研修会の充実

【施策番号45】（再掲）

Ｐ６【施策番号７】参照

５ 地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力

【施策番号46】（再掲）

P24【施策番号25】参照

６ 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等

【施策番号47】（再掲）

Ｐ７【施策番号８】参照

７　検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

【施策番号48】（再掲）

Ｐ６【施策番号６】参照

８　異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援

【施策番号49】

厚生労働省においては、平成22年度以降、都道府県における死因究明の体制づくりを推進することを目的として、都道府県知事等が必要と判断する解剖や死亡時画像診断の実施等に要する費用を補助する異状死死因究明支援事業を実施している。

令和７年度は、38都道府県から、都道府県知事等が必要と判断した解剖や死亡時画像診断等の検査又は地方協議会の開催に要する経費、地方協議会の下で開催する研修に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。

なお、令和７年度補正予算では、死因究明等推進計画を踏まえ、必要と判断された解剖、死亡時画像診断及び検査が的確に実施されるよう、遺体搬送、感染防護消耗品の整備、大規模災害時等における死体検案に係る資機材等の整備に必要な経費を盛り込んだ。

資5-1-8　異状死死因究明支援事業の概要

異状死死因究明支援事業

目的

○ 異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

事業内容

○ 補助先：都道府県その他厚生労働大臣が認める者
○ 補助率：1／2

① 解剖や死亡時画像診断、薬毒物等検査の実施に必要な経費の支援
② 死因究明等推進協議会を開催する際の旅費、謝金、会議費等の支援
③ 死因究明等に係る課題解決のため地方協議会の下で開催する研修に必要な経費の支援
④ 遺体安置場所等から解剖等実施施設への遺体搬送に必要な経費の支援
⑤ 解剖医等自身が遺体からの感染を防ぐため、感染防護等消耗品の整備に必要な経費の支援
⑥ 大規模災害時等における死体検案に係る資機材等の整備に必要な経費の支援

【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
都道府県数	27	31	30	33	38

※令和7年度は交付決定した都道府県数

出典：厚生労働省資料による

9　検案に際して行われる検査の費用等の金額の基準や算定根拠の在り方に係る研究成果の取りまとめ等

【施策番号50】

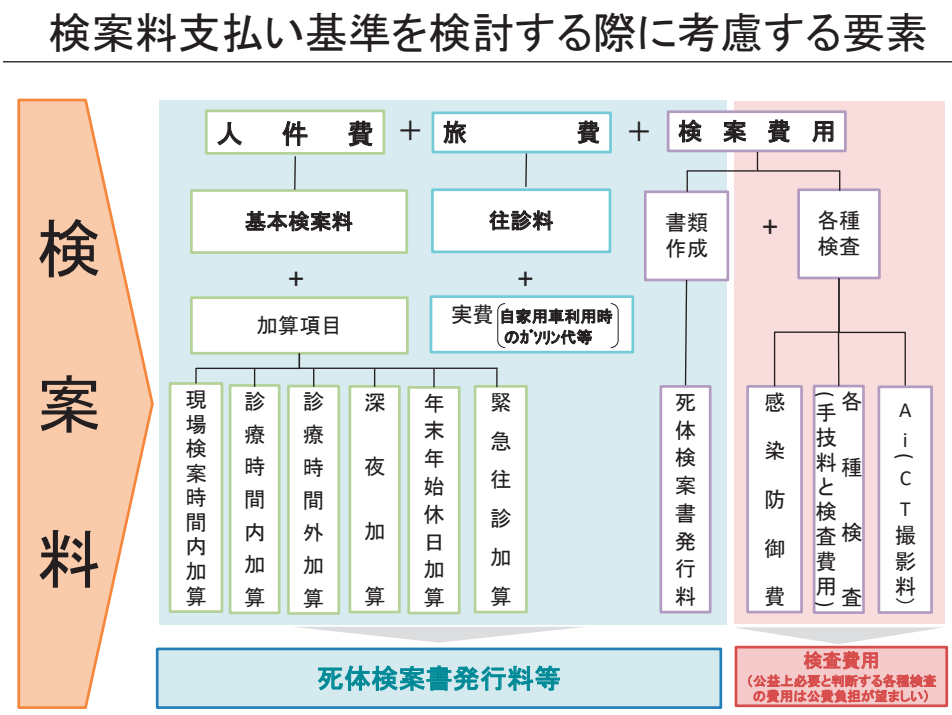
厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明等に関する研究を推進しており、その中で、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について検討が行われた。

令和５年度は、警察業務に協力している又は検案の現場を担っている医師を対象に、検査の費用や検案書発行料の金額基準や算定根拠についての考え方に関するアンケート調査（死体検案料に関する意識調査）を実施した。当該調査の結果では、これまで本研究にて検討してきた検案料についての基本的な考え方と、当該調査対象者の大半の考え方に大きな相違はなかった。

令和６年度は、各都道府県知事に対して、本研究成果は、死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の目安の一助になると考えられること等を通知するとともに、その内容の了知及び管下医療機関等に対する周知を依頼した。

令和７年度においても、引き続き、その内容を地方協議会等において周知すること等を依頼している。

資5-1-9　検案料支払い基準を検討する際に考慮する要素



出典：厚生労働省資料による

10　死亡診断書（死体検案書）の様式及び電子的交付の検討

【施策番号51】

厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明等に関する研究を推進しており、その中で、死亡診断書（死体検案書）の様式や電子的交付について検討が行われた。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年６月13日閣議決定）において、死亡診断書（死体検案書）の提出を含めた死亡に関する手続のオンライン・デジタル化に向けて、課題の整理を行うとともに、オンライン・デジタル化実現に向けた具体的なシステム設計・開発に関する検討を進める旨が記載された。厚生労働省においては、これらの研究や政府全体のデジタル化の取組方針を踏まえながら、死亡診断書（死体検案書）の電子的交付について、関係省庁と連携して検討を進めている。

11　検案に従事する臨床医等が死因判定等について法医学者に相談できる体制の運用及び充実

【施策番号52】

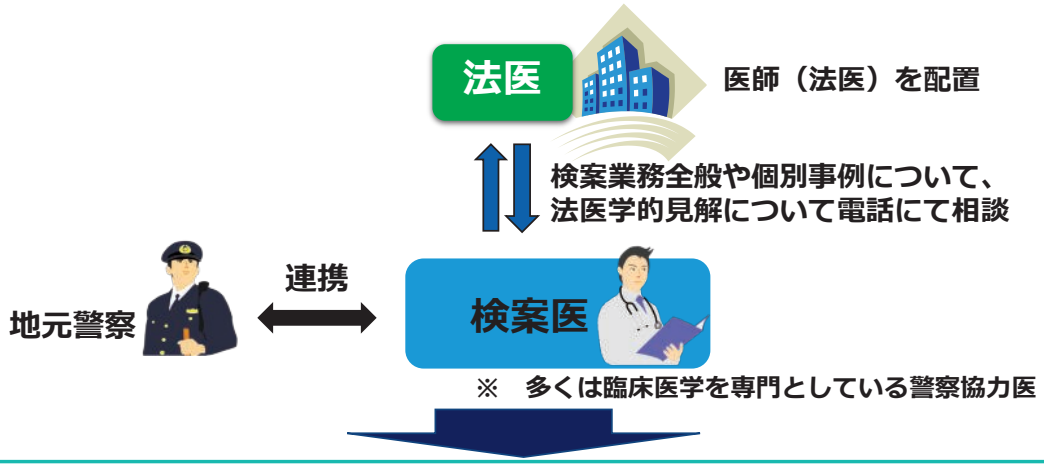
厚生労働省においては、平成30年度以降、臨床医等が検案に当たって的確な判断を行えるよう、日本医師会に委託して、検案に従事する臨床医等が死因判定等について法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する死体検案相談事業を行っている。

令和２年度までは、一部の地域を対象にするなど試行的な運用を行っていたが、令和３年度以降、全国的な運用を開始しており、地方協議会等において当該事業の普及啓発を図っている。

資5-1-11 死体検案相談事業の概要

死体検案医を対象とした死体検案相談事業

○ 監察医制度のない地域では、検案医（多くは臨床医学を専門としている警察協力医） が死体検案を行っている。
○ 死因究明等推進計画においては、検案の実施体制の充実が明記されており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医 （法医学を専門とする医師） に相談できる体制が必要。



○ より正確な死因判定が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。

出典：厚生労働省資料による

12 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号53】

文部科学省においては、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学に要請している。

令和７年度は、全国の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力等の死因究明等に係る取組を要請した。

第２節　解剖等の実施体制の充実

１　地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力

【施策番号54】（再掲）

P24【施策番号25】参照

２　死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援

【施策番号55】

厚生労働省においては、平成22年度以降、死因究明体制の構築を推進することを目的として、死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等に対し、死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設及び設備の整備に要する費用を補助する解剖・死亡時画像診断等に係る施設・設備整備事業を実施している。

令和７年度は、14都道府県から、CT画像診断装置の購入に要する経費等に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。

資5-2-2　解剖・死亡時画像診断等に係る施設・設備整備事業の概要

解剖･死亡時画像診断等に係る施設･設備整備事業

目　的

○　死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設や設備を導入する都道府県等へ財政的支援を実施することにより、死因究明体制の推進を図ること。

事業内容

○　補助先：都道府県等　　○　補助率：1／2

①施設整備

死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室）の支援

②設備整備

死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備又は医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）の支援



【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
都道府県数	1	5	10	8	14

※令和7年度は交付決定した都道府県数

出典：厚生労働省資料による

3　異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援

【施策番号56】（再掲）

P49【施策番号49】参照

4　死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号57】（再掲）

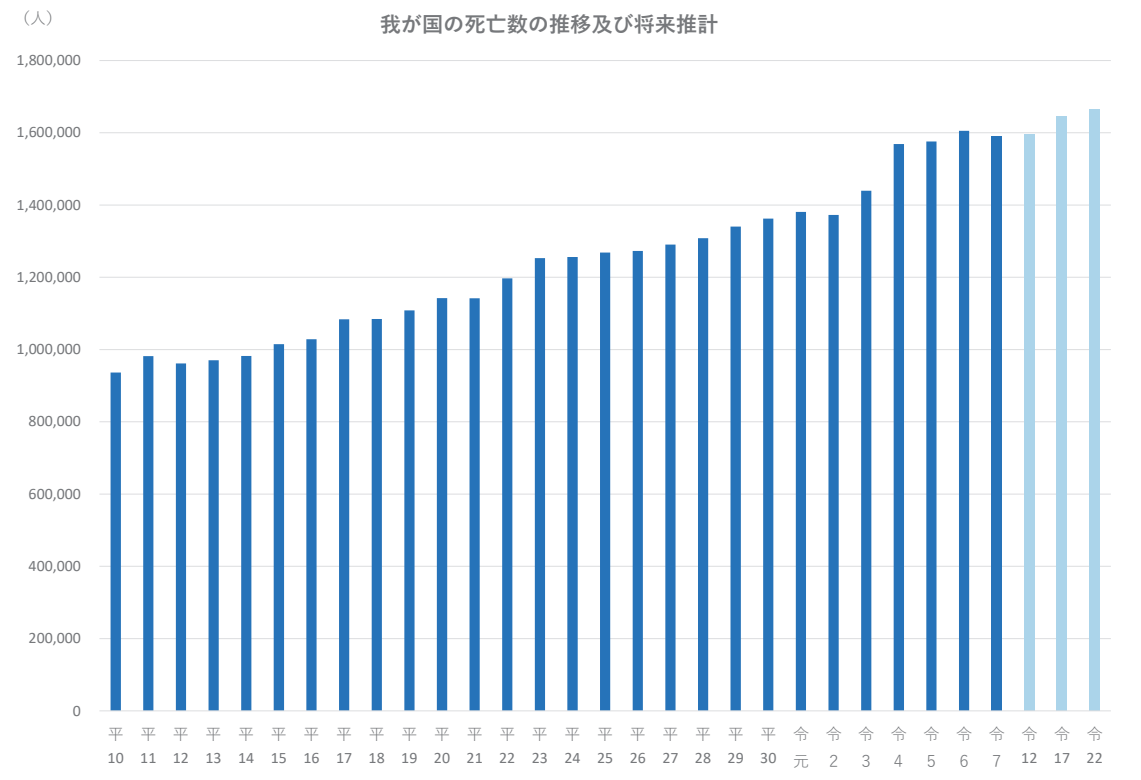
P52【施策番号53】参照

TOPICS

6　我が国における死亡数等の推移と各都道府県における解剖実施体制

我が国の死亡数は、増加傾向にあり、平成15年には100万人を超え、令和７年は158万9,533人となっている。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来推計人口（令和５年推計）」（出生中位・死亡中位）によれば、今後も死亡数の増加は続き、令和22年には約166万５千人にまで増加すると推計されている。



出典：厚生労働省資料による

こうした中、警察や海上保安庁が取り扱った死体のうち、犯罪の嫌疑が認められるものは司法解剖が、司法解剖の対象ではなくとも、その死因が警察や海上保安庁として被害の拡大・再発防止等の措置を講ずる必要があるような市民生活に危害を及ぼすものであるか否かを確認するため、必要があるものは調査法解剖が、それぞれ実施されている。

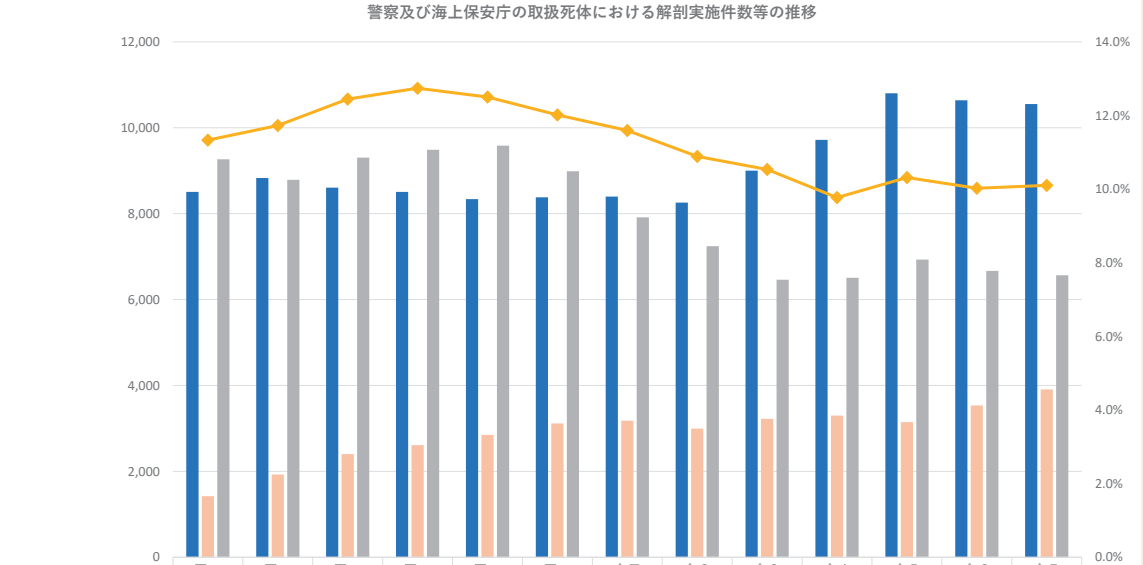
また、これらの解剖が実施されない場合でも、公衆衛生等の観点から（例えば、感染症による死亡が疑われる死体について、その死因を明らかにして感染拡大防止措置の要否等を判断する必要がある場合）、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の規定に基づき、監察医解剖が実施されたり、承諾解剖が実施されたりするケースもある。

警察及び海上保安庁が取り扱った死体について、死因・身元調査法が施行された平成25年から令

TOPICS

和７年までの間の解剖率[注6)]をみると、平成25年の11.3%から平成28年の12.7%に徐々に上昇し、その後、令和７年の10.1%まで減少している。

また、解剖の種別ごとにその実施件数をみると、令和３年以降、司法解剖及び調査法解剖は増加傾向にあり、その他の解剖は概ね横ばいとなっている。



	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令２	令３	令４	令５	令６	令７
司法解剖実施件数	8,507	8,831	8,605	8,508	8,337	8,379	8,398	8,256	9,001	9,717	10,802	10,639	10,551
調査法解剖実施件数	1,420	1,927	2,402	2,610	2,848	3,115	3,181	2,994	3,221	3,298	3,145	3,535	3,907
その他の解剖実施件数	9,264	8,787	9,304	9,487	9,584	8,987	7,914	7,241	6,460	6,507	6,930	6,667	6,565
解剖率	11.3%	11.7%	12.4%	12.7%	12.5%	12.0%	11.6%	10.9%	10.5%	9.8%	10.3%	10.0%	10.1%

※　令和３年以降は警察における取扱死体に交通関係による死者を含む。

出典：厚生労働省資料による

このうち、令和７年の解剖の実施状況を都道府県ごとにみると、特に、その他の解剖については、33都道府県において１件も実施されていないなど、公衆衛生等の観点から解剖が行われているかどうかは、地域によって大きな差がみられる。

さらに、こうした解剖は、大学の法医学教室、一部の地域に設置されている監察医務機関等において実施されているが、これらの法医解剖実施機関において解剖等を実施する常勤職員の法医の数[注7)]が１人の都道府県もあるなど、人的体制の脆弱(ぜい)性が見受けられる。

近年では、感染症に感染している可能性のある死体について、これらの機関に解剖が委託される

注6）　警察及び海上保安庁が取り扱った死体のうち、解剖が実施されたものの割合。

注7）　ここにおいて法医の数とは、①法医学の教授及び准教授の医師、②死体解剖資格を有し、法医学を専門としている医師、③監察医のうち、厚生労働省で把握している人員数をいう。

TOPICS

ケースも見受けられるが、解剖における感染予防のために望ましいとされる空調設備等が十分に整備されていない機関も多く、施設・設備面での体制が十分とは言い難い。

　こうした中、厚生労働省においては、各地域において、必要な解剖等が実施される体制の構築が推進されるよう、都道府県知事等が必要と判断する解剖等の実施費用を補助する事業や、解剖等の実施に必要な施設及び設備の整備費用を補助する事業、各地域における死因究明拠点の整備を推進するための死因究明拠点整備モデル事業等を実施している。